

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年（2024 年）8 月 5 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19

札幌市保健福祉局 保健所 感染症総合対策課 結核対策係

電話(011)622-5199

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和 6 年度臨時的 HIV・梅毒検査運営業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「医療業、保健衛生サービス業」に登録されていること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札手続等

(1) 入札書の提出期限

令和 6 年 8 月 21 日（水） 16 時 00 分（必着）

(2) 開札の日時及び場所

令和 6 年 8 月 27 日（火） 10 時 00 分

札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 2 階 大会議室

(3) 入札書の提出方法

送付又は持参により提出すること。

- (4) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

上記1（持参の場合は、3階事務室窓口で提出すること。）

また、契約条項、入札説明書は保健福祉局ホームページにも掲載する。

<保健福祉局ホームページ URL>

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/index.html>

- (5) 入札保証金 免除

- (6) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

- (7) 最低制限価格の設定 無

5 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記(2)の審査を行い、その結果、入札参加資格を有すると確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

- (2) 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期日までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

- (3) 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記(2)の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記(2)の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

6 契約締結

- (1) 契約書作成の要否 要

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免

除することがある。

7 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。